

審査基準表

東米良地区農村型地域運営組織形成推進事業（農村RMO形成推進事業）特産品技術継承事業業務委託

審査項目		審査内容	配点
1	コンセプトの理解	・本業務の趣旨や目的等十分に理解した提案がされているか。	10
2	企画内容	計画全体	55
		システム内容	
		技術継承の円滑化	
		システムの持続性	
		独自提案	
3	受託体制	・業務を安定的に実施することができる必要な人材や体制が確保されているか。	15
		・業務実施のスケジュールが現実的で妥当なものか。	
		・感染症対策を十分に考慮した内容となっているか。	
4	経済性	・業務計画に対し経費の積算は妥当か。また、節減が図られているか。	10
5	実績	・本業務を委託するに相応しい同程度の業務実績や熟練度があるか。	10
計			100

【審査方法】

- (1) 委員は、各項目について審査を行い、採点する。
- (2) 全ての委員の点数を集計する。
- (3) 集計の結果、合計点数が最も高い参加者を受託候補者として決定する。
なお、点数が同点の場合は、委員の協議により決定する。
- (4) 委員の合計点数の平均が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になった参加者がいなかったときは、受託候補者を決定しない。
- (5) 参加者が1者だけの場合、委員の合計点数の平均が最低基準点である60点（満点100点×6割）以上になったとき、その参加者を受託候補者として決定する。

【評価基準】

- 5 標準より非常に優れた提案
- 4 標準より優れた提案
- 3 標準的な提案
- 2 標準よりもやや劣る提案
- 1 標準より劣る提案